法人市民税

法人市民税は、守谷市内に事務所又は事業所及び寮や保養所等を有する法人に申告・納税義務のある税金です。

税金の計算は、法人の資本金等の額及び従業者数より算出する均等割と、国税である法人税額等より算出する法人税割の合計額となります。

1. 法人の種類

法人とは、一定の目的のために結合した自然人の集まりなどで、法律の根拠に基づいて、法人登記したものを「法人」といいます。税法上では法人を次の5つに区分しています。

【法人の種類】

1	**公共法人** （法人税法別表第1）	国、地方公共団体、土地改良区、土地区画整理組合、国立大学法人、独立行政法人、土地開発公社など
2	**公益法人** （法人税法別表第2）	公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、商工会など
	（法人税法別表第2以外の法律により公益法人等とみなされるもの）	政党法人格付与法の政党等、NPO法人、認可地縁団体など
3	**協同組合等** （法人税法別表第3）	農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫など
4	**人格のない社団等** （法人でない社団・財団で代表者又は代理人の定めがあるもの）	PTA、同窓会、同業者団体など
5	**普通法人** （上記以外の法人）	株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、医療法人、相互会社、企業組合など

2. 法人市民税を納める法人等（納税義務者）

区　　分	納めるべき税額	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所がある法人	○	○
市内に事務所等はないが、市内に寮等がある法人	○	－
市内に事務所、事業所又は寮等がある公益法人等で、収益事業又は法人課税信託の引受けに係る所得がないもの	○	－
市内に事務所、事業所又は寮等がある公益法人等で、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの	○	○
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所や事業所を有する方	－	○

※寮等とは、宿泊所、クラブ、保養所、集会所などの施設です。

3. 均等割

均等割の税率は、資本金等の額と従業者数により次のように決められています。

資本金等の額	市内の従業者数の合計	
	50 人を超えるもの	50 人以下のもの
50 億円を超える法人	3,000,000 円	410,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	1,750,000 円	410,000 円
1億円を超え 10 億円以下の法人	400,000 円	160,000 円
1千万円を超え1億円以下の法人	150,000 円	130,000 円
1千万円以下の法人	120,000 円	50,000 円
※次の(ア)～(エ)の法人		50,000 円

※(ア)法人税法第2条第5号の公共法人及び第294条第7項の公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの(同法別表第2の独立行政法人で収益事業を行うものを除く)

(イ)人格のない社団等

(ウ)一般社団法人及び一般財団法人(非営利法人に該当するものを除く)

(エ)保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は純資産額となります。)

・資本金等の額と市内の従業者数の合計数は、事業年度の末日で判定します。

・市内に事業所を有していた期間が12か月に満たない場合は、有していた月数により按分します。

・事務所を有していた期間が1か月に満たない時はこれを切り上げ1か月とし、1か月を超えかつ1か月に満たない端数を生じた場合は、これを切り捨てます。

税　率 × **事務所・事業所等を有していた月数** ÷ 12 ＝ **均等割額**

4. 法人税割

課税標準は、国(税務署)に申告した法人税額を用いて計算し、複数の市町村に事業所等がある場合は、法人税額を法人税割額の算定期間末日現在の従業者数により按分して、課税標準となる法人税額を計算します。

算定期間の途中に事務所等を新設あるいは廃止した場合の従業者数は、事務所等が存在した月数に応じて月割計算します。

法 人 税 × **市内の従業者数／全従業者数** × **税　率** ＝ **法人税割額**

税率　平成 26 年 10 月 1 日以後令和元年9月30日以前に開始した事業年度＝12.1%
　　令和　元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度　＝ 8.4%

●税額控除

法人税から控除しきれなかった外国税額などを差し引きます。

5. 申告と納税

法人市民税は、事業年度終了後一定期間内に、法人が自ら税額を計算し、その税額を納付します。（申告納付）

申告区分		納 付 税 額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告	均等割（年税）の2分の1と、前事業年度の法人税割の2分の1との合計額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算による中間申告	均等割（年税）の2分の1と、その事業年度開始の日以後６か月の期間を1年とみなし、仮決算により計算した法人税額を、課税標準額として計算した法人税割額との合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額との合計額。ただし、中間申告により納付した税額がある場合は、その税額を差し引いた額	事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内

・事業年度が6か月以下の法人及び前期の法人税額を基礎とした中間納付額が10万円以下の法人については、中間申告をする必要がありません。
・均等割のみの納税義務を負う法第312条第3項第4号に掲げる公共法人等は、毎年4月30日までに均等割額を申告納付しなければなりません。

6. 減免について

次に掲げる法人等が収益事業を行わない場合は、申請により法人市民税の減免を受けることができます。

収益事業を行わない場合に減免を受けることができる法人
公益社団法人又は公益財団法人
管理組合法人、団地管理組合法人及びマンション建替組合
地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する法人である政党又は政治団体
特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人

※市民税の減免を受けようとする場合は、納期限までに次に掲げる事項を記載した「減免申請書」に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなりません。

・法人の名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号
・法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額
・減免を受けようとする事由

※市民税の減免を受けたもので、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければなりません。

7. 法人等の設立・設置・変更等に伴う届出（異動届）

法人等に設立・設置・変更等の事由が生じた場合は、30日以内に「設立等に関する申告書」の提出が必要です。届出の際の添付書類は次のとおりです。

届出の内容	添付書類（写し可）
・市内に法人を設立 ・本店は市外で市内に支店等を初めて設置	登記事項証明書と定款
・市内に支店等を設置（2か所目以降） ・市内の支店等の廃止	なし
・法人名称、本店所在地、資本金、代表者等の登記事項変更	登記事項証明書
・事業年度の変更	新たな定款又は総会議事録
・解散、清算結了	登記事項証明書
・休業、事業再開	なし
・収益事業開始、収益事業廃止	なし
・法人の分割	分割契約書（分割計画書）、承継法人の登記事項証明書と定款
・法人の合併	合併契約書、存続法人の登記事項証明書と定款